公立図書館資料の広域利用実施協定の締結について 公立図書館資料の広域利用の実施について、次のとおり協定を締結する。

2017年(平成29年)1月18日提出

藤沢市教育委員会 教育長 吉 田 早 苗

- 1 協定の相手方 横浜市教育委員会 教育長 岡田 優子
- 2 協定の内容 別紙協定書のとおり
- 3 協定の締結日2017年(平成29年)2月7日
- 4 広域利用の開始時期2017年(平成29年)3月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市及び横浜市が設置する公立図書館に所蔵している図書館資料を、藤沢市と横浜市の市民に相互に貸し出す広域利用を実施したいので、手続等に係る協定を締結する必要による。

藤沢市図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定書

藤沢市と横浜市は、協力して図書館利用の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、藤沢市及び横浜市に居住する市民の利便を図るため、市立図書館の相互利用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「相互利用」とは、藤沢市に居住する者に対し横浜市立図書館が、横浜市に 居住する者に対し藤沢市図書館が、それぞれ図書館資料の貸出し等を行うことをいう。

(相互利用の範囲)

第3条 相互利用の範囲は、藤沢市と横浜市がそれぞれ別に定めるものとする。

(返却)

第4条 図書館資料の返却は、利用者が貸出しを受けた地方公共団体の図書館に行うものとする。

(督促)

第5条 図書館資料が期日を過ぎても返却されない場合の督促は、貸出しを行った地方公共団体の図書館で行うものとする。

(賠償)

第6条 利用者が貸出しを受けた図書館資料を亡失・汚損した場合には、貸出しを行った地方公共団体の図書館の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第7条 相互利用の実施に要する費用は、貸出しを行う図書館を設置する地方公共団体が負担するものとする。

(連絡会)

第8条 相互利用の円滑な推進を図るため、藤沢市図書館と横浜市立図書館の職員で構成する相互利用 連絡会を設置する。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成29年3月1日から効力を生ずるものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項が生じた場合又はこの協定に疑義が生じた場合は、藤沢市、横浜市協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、藤沢市及び横浜市の教育委員会教育長が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年2月7日

藤沢市教育委員会 教育長 吉田 早苗 印

横浜市教育委員会 教育長 岡田 優子 印

藤沢市図書館と横浜市立図書館との相互利用実施要領

制定 平成29年2月7日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定書第3 条に規定する横浜市立図書館との相互利用(以下「広域利用」という。)の範囲そ の他実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広域利用の範囲)

- 第2条 横浜市に居住する者への貸出し対象となる図書館資料(以下「図書館資料」という。)は、藤沢市図書館に関する規則(昭和61年藤沢市教育委員会規則第4号)第9条第1項に規定する図書・雑誌資料・録音資料及び一般用映像資料とする。
- 2 図書館資料に対する予約は行わない。

(利用対象)

第3条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、横浜市に居住する個人とする。

(登録手続)

第4条 登録手続は、図書館カード申込書により行うものとする。この場合において、 申込みを受けた図書館長は、利用者のための図書館カードを交付するものとする。

(貸出し)

第5条 図書館資料の貸出しは,第4条の規定により交付した利用のための図書館カードを確認して行うものとする。

(返却)

第6条 図書館資料の返却は、貸出しを受けた市の図書館に行うものとする。

(督促)

第7条 返却期日までに図書館資料が返却されない場合は、図書館長は、利用者に対して督促するものとする。この場合において、当該利用者の所在が不明であるときは、横浜市の図書館長にその調査を依頼することができるものとする。

附則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。